

アムネスティ・インターナショナル 国際規約

2019年8月現在

ビジョンとミッション

第1条 アムネスティ・インターナショナルが目指すもの(ビジョン)は、世界人権宣言およびその他の国際人権規正文書に定められた人権を、すべての人が享受する世界である。このビジョンの実現に向け、アムネスティ・インターナショナルは、さまざまな深刻な人権侵害を防ぎ、終わらせるための調査・活動を行うことを使命(ミッション)とする。

コア・バリュー

第2条 アムネスティ・インターナショナルは、人権擁護活動家の世界規模の共同体であり、国際的連帯、個々の被害者のための有効な活動、国際的な人権侵害への取り組み、人権の普遍性・不可分性、不偏・不党性と独立性、民主主義と相互尊重を原則とするものである。

方法

第3条 アムネスティ・インターナショナルは、政府、政府間諸組織、武装政治集団、企業およびその他の非政府組織に働きかける。アムネスティ・インターナショナルは、人権侵害の実情を正確、迅速、かつ徹底して明らかにすることを目指し、個々のケースに関する事実および人権侵害の類型を体系的に、かつ不偏・不党の立場で調査し、結果を公表する。会員・サポーター・職員は、このような人権侵害に終止符を打つために政府その他に対する社会的圧力を組織する。

アムネスティ・インターナショナルは、具体的な人権侵害に対する取り組みに加えて、すべての政府に対し、法の支配の原則を遵守することおよび国際人権基準を批准・実施することを求める。また、アムネ

スティ・インターナショナルは、広範な人権教育活動を行い、政府間諸組織、個人およびすべての社会組織に対して人権を擁護し、尊重するよう働きかける。

運動体の構造と説明責任

第4条 アムネスティ・インターナショナルは、世界中から自主的に参加する会員を基盤とする組織であり、世界中の会員はアムネスティ・インターナショナルの会員機関(支部・準支部)に所属する者と国際会員からなる。

第5条 アムネスティ・インターナショナルは、ビジョンとミッションの実現による恩恵を受けるすべての人びと、および世界中の会員、活動家、支持者(サポーター)に対し説明責任を負う。

第6条 アムネスティ・インターナショナルのグローバルな構造とその概要は、次の通りである。最高意思決定機関であるグローバル会議は、会員機関の代表および国際会員の代表により構成される。グローバル会議は、国際理事会の理事を選出する。国際理事会と運動体の活動は、国際事務局の支援を受ける。会員機関、国際会員および国際理事会は、グローバル会議に対する説明責任を負い、ビジョン、ミッション、コア・バリュー、戦略目標(運動体の活動指針となる優先事項)、コア・スタンダード(運動体の中核的ガバナンスおよび運営基準)を含め、本規約、世界的な戦略、方針、その他のグローバル会議の決議で承認された要件を遵守しなければならない。

第7条 本規約は、最高位での運動体のガバナンスの枠組みを定めるものである。本規約を補完するものとして、グローバル・ガバナンス規則がある。国際規約とグローバル・ガバナンス規則またはその他

の関連文書との間に矛盾があるときは、国際規約の規定を優先する。

グローバル会議

第 8 条 グローバル会議は、運動体の最高意思決定機関であり、以下のことを行う。

- a. ビジョンとミッションを実現するための国際的な戦略(戦略目標含む)の承認
- b. 国際理事会の選出、監督、解任
- c. (i)ビジョン、ミッション、コア・バリュー含む国際規約の変更承認および(ii)グローバル・ガバナンス規則の変更承認(両文書の内容を合わせて運動体のグローバル・ガバナンスの手続きを定めている)
- d. 国際分担金算定制度の承認
- e. コア・スタンダードなど運動体の活動指針となる中核的なグローバル要件の承認
- f. 議論のある人権問題に関するポリシーの枠組みの承認
- g. 国際理事会と会員機関からの報告と提案を受け、権限の範囲内で決定を行う
- h. 国際的要件の遵守を含む運動体の成果報告を受理し、運動体に説明責任を果たさせる

第 9 条 グローバル会議は、各会員機関から 1 人、国際会員から 1 人の議決権のある代表者で構成される。これらの者は「常任代表者」である。

第 10 条 グローバル会議は、年 1 回通常会合を開く。国際理事会の要請あるいは常任代表者の単純過半数により、いつでも緊急会合を招集することができる。

第 11 条 グローバル会議の通常会合には、常任代表者に加え、各会員機関からそれぞれ 2 人および国際会員から 2 人が、投票権のない代表者として出席することができる。さらに、会員機関全体の 3 分の 1 (ローテーション制) のユースと、国際会員のユース 1 人が、通常会合に参加する。緊急会合にお

いては、会員機関および国際会員を代表できるのは常任代表者のみである。

第 12 条 グローバル会議は議長を選出する。その任期は 2 年とし、最長 3 期まで可能とする。

第 13 条 グローバル会議の会合は、常任代表者またはその代理の半数以上の出席がなければ開催できない。

第 14 条 準備委員会、国際指名委員会、資格審査委員会の各常設委員会は、グローバル会議の任務を補助する目的で、グローバル会議により選出される。4 つ目の常設委員会である財務・監査委員会は、グローバル会議と国際理事会の両方の任務を補助する。財務・監査委員会の委員は、グローバル会議により選出された者と国際理事会により任命された者で構成される。

第 15 条 グローバル会議は、国際理事の全員を同時に解任することで、国際理事会を解散させることができる。その場合、グローバル会議は空席補充のため国際理事会の新たな理事を暫定的に選出することができる。暫定的な理事がグローバル会議において選出されない場合は、グローバル会議の議長と国際指名委員会が協働し、暫定的な理事を 5 人以上、任命しなければならない。暫定理事の任期は、次のグローバル会議の会合までとする。

第 16 条 グローバル会議は、常任代表者またはその代理が投じた票の単純過半数で決議する。ただし、以下の事項は 3 分の 2 以上の票数を必要とする。

- a. 国際規約の改正
- b. グローバル・ガバナンス規則の大幅な改正¹
- c. 国際分担金算定制度または会員機関とその他の運動体機関間での財務配分に関する変更
- d. 国際理事会およびグローバル会議の各委員会の解散

¹グローバル・ガバナンス規則で定めるとおり

- e. グローバル会議議長の解任
- f. 第 17 条に定める個人または機関以外へのグローバル会議での議決権の付与(その目的のためにグローバル会議が採択した基準に基づく)

投票

第 17 条 グローバル会議では、各会員機関がそれぞれ 1 票を有する。国際会員は、全体で 1 票を持つ。議決権の行使は常任代表者が行う。

国際理事会

第 18 条 国際理事会は、グローバル会議に報告し、説明する責任を負う。

第 19 条 国際理事会は、運動体のミッションのビジョンの実現および国際的な方針・基準の遵守を監督するために、以下のことを行う。

- a. 国際分担金算定制度、運動体全体のガバナンス手続き、国際的な基準、戦略目標など、グローバル会議の承認に向けた提案
- b. 運動体の財務とリスクの監督
- c. 運動体の評判保持とリソース確保の監督
- d. 事務総長の任命、国際事務局の監査報告書・予算の承認、監査人の任命など、国際事務局の運営と業務の監督
- e. 運動体の各面における本規約の規定、グローバル会議の諸決定およびその他の国際的な方針・基準の遵守状況の監督
- f. 会員機関やその他機関の設立承認
- g. 本規約第 34 条の遂行に必要な機能の行使
- h. 予算、運動体および国際事務局の財務状況、国際理事会の取り組みと実績に関する運動体への年一回以上の報告

第 20 条 国際理事会は会員 9 人で構成され(うち 1 人は財務理事)、グローバル会議で選出される。これに加え、国際理事会は 2 人以内の理事を任命することができる。任命理事は、理事会での決定事項に投票権を持たない。

第 21 条 財務理事は、他の国際理事とは別に、グローバル会議により直接選出される。

第 22 条 グローバル会議により選出された国際理事に欠員が生じた場合、次のグローバル会議の会合までの間、国際理事会は、2 人を上限として暫定理事を任命することができる。その任期は次のグローバル会議の会合までとする。

第 23 条 国際理事会の会議の開催には、選挙で選ばれた理事 5 人以上の出席を必要とする。国際理事会の理事長は、理事の互選で選出される。

第 24 条 グローバル会議選出の国際理事の任期は 1 期 3 年とし、最長 2 期までとする。国際理事会が任命した理事は、その任期を 1 期 2 年とし、最長 2 期までとする。グローバル会議が選出する国際理事は、同一の国・地域・領土から 1 人までとする。

支部

第 25 条 支部は、自国または領土において、キャンペーン、アドボカシー、教育、市民の動員、メディア、資金調達などの分野で運動体の活動を行う。

第 26 条 支部は、自国または領土の会員に対し説明責任を負い、会員、サポーター、活動家とともに活動する。

第 27 条 支部は、グローバル会議で承認された国際分担金算定制度に基づいて、運動体の活動に毎年財政面で貢献する。

第 28 条 自国または領土内での人権侵害に関する支部の調査計画は、国際事務局の監督と品質管理を受けるものとする。

準支部

第 29 条 準支部は、支部がない国または領土で運動体の活動を行う。

第 30 条 準支部は、その会員に対する会員に対する説明責任を負い、自国または領土の会員、サポーター、活動家とともに活動する。

第 31 条 準支部は暫定的なものであり、支部として承認されることを目標にして活動を行う。

個人会員・国際会員

第 32 条 アムネスティ・インターナショナルのビジョン、ミッション、コア・バリューを共有し運動体に貢献する個人は、以下の方法で個人会員になることができる。

- a. 居住地の支部またはあるいは準支部に加わり、(必要があれば)会費を支払う。
- b. 居住地に支部または準支部がない場合は、国際事務局に(必要があれば)会費を支払い、国際会員となる。

運動体からの離脱

第 33 条 会員機関および国際会員は、その意思で国際理事会に文書で通知することにより、いつでも運動体への所属を終了し、アムネスティのすべての業務(アムネスティの名称およびロゴの使用を含む)を停止することができる。会員機関の個人会員は、所属する支部または準支部にその旨を通知することにより、いつでも会員をやめることができる。

第 34 条 国際理事会は、運動体の評判、統合性または運営を守るため、あるいは地域の状況により必要であるとみなした場合、会員機関・国際会員の会員資格に影響を及ぼす措置を取ることができる。その措置には、会員資格の終了または一時停止を含むが、その限りではない。当該措置は、資格審査委員会の審査手続きに従って見直すことができる。

国際事務局

第 35 条 国際事務局は、国際理事会の監督のもと、運動体の活動と機能を支援・実現・遂行する。その業務は以下の通りである。

- a. 事務総長を通じて対外的に運動体を代表する。
- b. 調査、キャンペーン、コミュニケーション、アドボカシー、ポリシー、法律、資金調達、教育および必要なその他の機能において、運動体の世界的な人権活動を調整し、指揮する。
- c. 運動体全体の戦略、方針、基準を立案し、その調整、実施、監視、評価、報告を行う。
- d. 運動体のガバナンス、成長、発展および財政の健全性を支援する。

第 36 条 事務総長は、国際事務局の最高執行責任者である。国際理事会に任命され、国際理事会に対して説明する責任を負う。

第 37 条 国際事務局は商標を登録し、会員機関およびその他の運動体機関に商標ライセンスを付与することで、国際理事会に代わってアムネスティ・インターナショナルの名称とロゴの世界的な保護および使用の管理を行う。